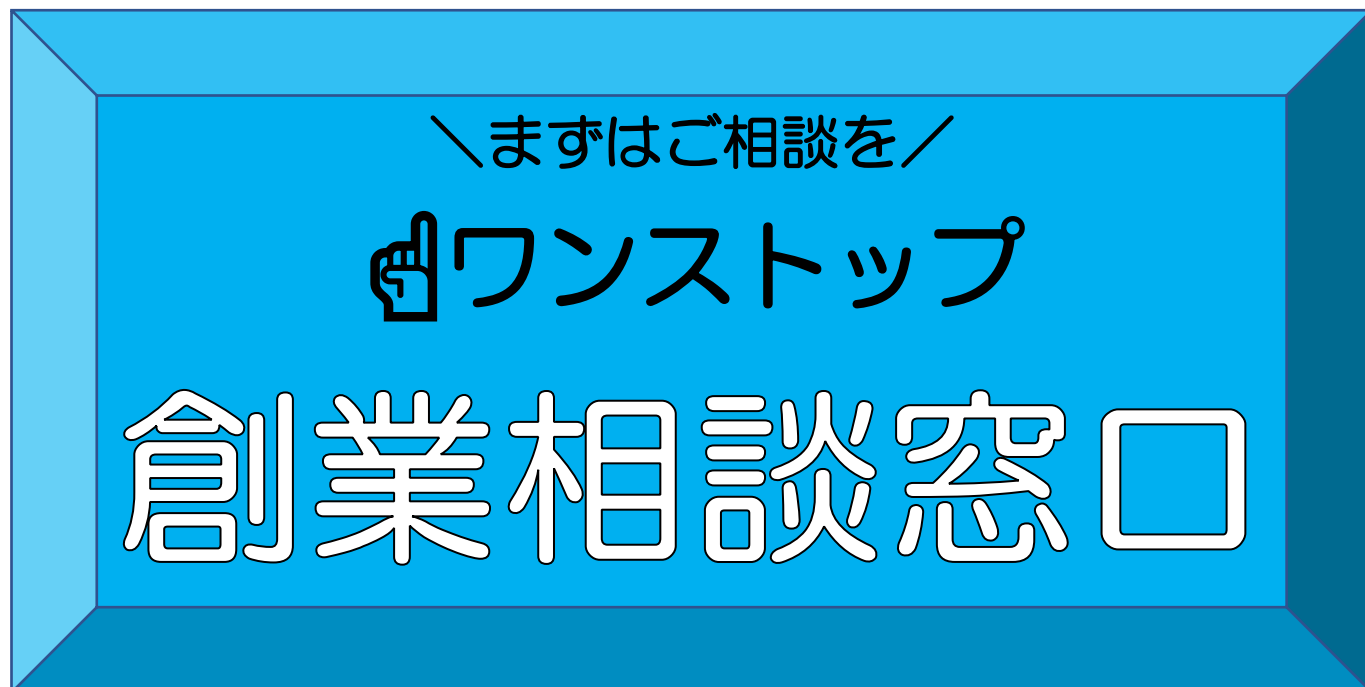


八幡市内で創業をお考えの方へ



「創業を考えている」 「創業に関する支援制度を活用したい」

「聞きたいことがあってもどこに聞けばよいのかわからない」など…

そんなお悩みのある方を対象に…

八幡市はあなたの創業を  
ワンストップ・サポートします！



八幡市は「産業競争力強化法」に基づく

「創業支援等事業計画」が国から認定されています



★まずはお気軽にお問い合わせください★

八幡市建設産業部 商工観光課（庁舎4階④1窓口）

電話：075-983-2853（直通）

📍京都府八幡市八幡園内75

詳しくは裏面をご覧ください

八幡市では、創業を予定されている方や創業間もない方を支援するため、地域の創業支援機関等がより綿密な連携を図れるように「創業支援等事業計画」を策定しています。

◇八幡市が行う創業支援等事業計画に定める一定の支援を活用し、「特定創業支援等による支援を受けたことの証明書」を取得された方には、次のような支援制度があります。

1. 株式・合同会社設立時の登録免許税が軽減（軽減率2分の1）されます。【※1】
2. 創業期に無担保で資金調達が可能な創業関連保証が、通常は2か月前から（法人設立の場合。個人創業の場合は1か月前）利用可能であるところ、事業開始の6か月前から可能となります。【※2】
3. 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ措置を受けられます（別途、日本政策金融公庫の審査を受ける必要があります）。【※3】
4. 小規模事業者持続化補助金（創業型）の申請対象【※4】となります（別途、審査を受ける必要があります）。

【※1】本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

【※2】本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

【※3】本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、措置を受けることができます。

【※4】申請対象となるのは、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日（設立年月日）が公募締め切りから起算して1か年の間である事業者となります。

### ◇特定創業支援等事業とは

- 市区町村又は認定連携創業支援等事業者が創業期希望者等に行う継続的な支援で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識が全て身につく事業を指します。
- 創業支援等事業計画において、特定創業支援等事業として位置付けた支援（相談窓口、セミナーなど）を1か月以上継続で計4回以上を受講し、市の証明書を交付された方は上記の1～4の支援を受けることができます。

